

(様式1)

(様式1) 予備検討結果報告書

事業担当課・室 教育施設課 企画調整班

導入検討対象事業の名称	県立学校長寿命化対策事業 (県立学校大規模改修:仁戸名特別支援学校)
1. 事業の概要	
(1)用途・目的等	特別支援学校は、学校教育法に基づき、障害を持つ児童及び生徒を就学させることを目的とした施設である。 千葉県立仁戸名特別支援学校の施設は、設置から45年が経過し老朽化が顕著になっているため、目標使用年数 80 年までの長寿命化を見据え、早急に大規模改修工事を行う必要がある。
(2)整備予定場所	千葉市中央区仁戸名町673
(3)施設規模	約 5,115 m ² (整備対象見込みの4棟の合計)
(4)施設稼動期間	45 年
(5)県民の利用の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有り ・ 無し
(6)利用料金等の徴収	有り ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無し
(7)費用調達手段	国庫 12% 起債 59% 一財 29%
(8)契約予定時期	令和6年度
(9)建設・整備期間	令和6年度から令和12年度
(10)供用開始予定時期	令和-年度(居ながらの改修を予定)
2. 導入検討対象事業の要件	
(1)施設の種類(※1)	建築物
(2)事業規模(※2)	●●千円 施設整備費(設計費+建設費)
(3)その他特記事項 (1)及び(2)に該当しない事業を候補とする場合の理由等	—
3. 予備検討結果	
(1)PFIの適性確認	○設計から建設、維持管理等の業務は、民間事業者に委託できる事業であるが、VFM 値が本県ガイドラインで目安とする10%に満たない。 ○補助金適用面においては、PFI を導入したとしても、国庫補助の適用が可能である。 ○学校教育に係る運営について学校教育法第5条による制限がある他には、法制度面での支障はない。

	<p>○類似事業の過去の導入検討では、従来手法での整備が妥当という結果が出されている。</p> <p>○一部でも施設整備等に着手している事業がある場合は、民間事業者のノウハウや創意工夫を活用する余地が小さくなるが、本施設では施設整備等に係る事業に着手していない。</p> <p>以上より、学校教育の運営面では設置者が行うことが必要とされるが、設計から建設、維持管理の各段階では、明らかに PFI 事業としての適性を欠くとは言えない。なお、過去の導入検討では類似事業について、従来手法での整備が妥当との結果である。</p>
(2)定量的確認結果概要 (詳細は様式2参照)	VFM(1.6 億円 5.9%)
(3)定性的確認結果概要	<p>○設計については、本事業が新築ではなく大規模改修であり既存施設の長寿命化に向けた必要な機能の整備となるため、民間事業者のノウハウ等を活用する余地は小さい。</p> <p>○維持管理業務については、PFI 等を活用した一括発注等により、各業務間の連携・整合性の向上及び業務の効率化が図られると期待される。</p> <p>○小中規模の修繕等については、PFI 等の導入により個別業務発注の事務手続きを要さず、PFI 事業者の判断で迅速な対応をとることが可能になると考えられるが、大規模改修では、学校教育に係る運営を続けながら改修する必要があり、その方法として棟単位の改修を順次展開していくこととなるため、民間のノウハウ等の活用による大幅な工期の短縮などは期待できない。</p> <p>○学校教育に係る運営については、学校教育法により設置者自らが行うとされており委託ができず、民間事業者のノウハウ等を活用する余地がなく、公共サービスの向上は見込めない。</p> <p>以上により、維持管理業務や小中規模の修繕において一定の効率化は見込まれるものの、大規模改修に係る設計や改修においては、民間事業者のノウハウ等を活用した著しい業務の効率化などは見込まれないことから、定性的効果は小さい。</p>
事業担当課における検討結果	<p>予備検討結果等により、明らかに PFI 適性を欠くとは言えないが、定量的・定性的にも効果が小さいことから、従来手法による整備が妥当である。</p>